

高槻市告示第 59 号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成 18 年 2 月 9 日

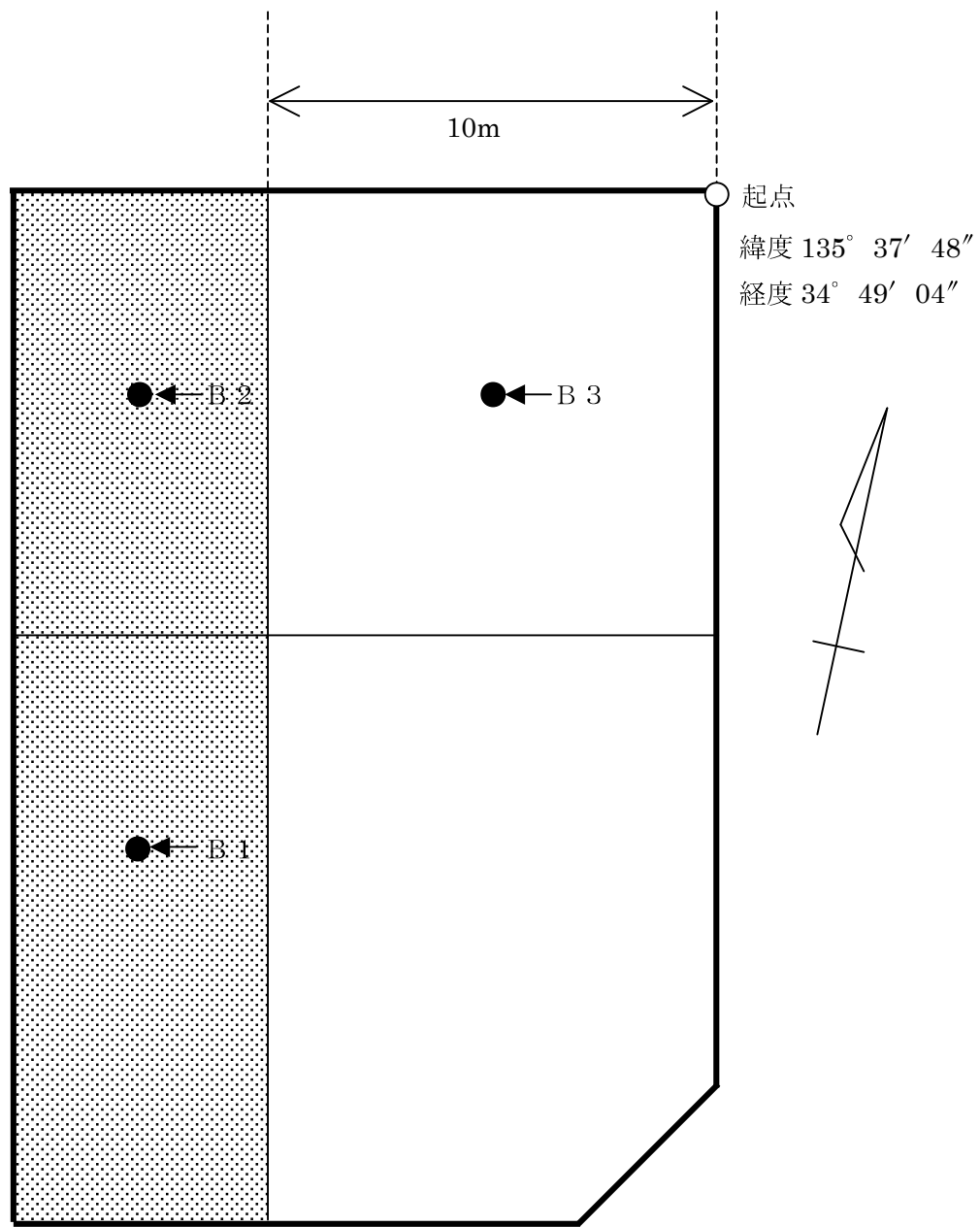
高槻市長 奥本 務


1 指定する区域

別図のとおり（高槻市竹の内町 526 番 5 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン



凡 例	
●	ボーリング地点
	指定区域

指定区域位置図